



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年9月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム梓川店

松本市梓川倭2162-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	237台	142台
2	89台	—
合計	326台	142台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

平成31年4月30日

5 届出年月日

平成30年8月24日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年9月18日から平成31年1月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年9月18日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 (1) 許可番号

平成30年3月30日 長野県伊那建設事務所指令29伊建第139-17号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市西春近2270、2271（第1工区）

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市上郷飯沼1656-1

株式会社平安 代表取締役 杉山茂之

2 (1) 許可番号

平成30年6月1日 長野県伊那建設事務所指令30伊建第140-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市美篤7302-1の内、7303-1の内、7312-1の内、8268-970の内、8268-1008の内、8268-1009の内、8268-1010の内、8268-1011の内、8268-1012の内、8268-1013の内、8268-1030の内、8268-1055の内、8268-1234の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市下新田3050

伊那市長 白鳥孝

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年9月18日

長野県松本建設事務所長 藤池弘

1 許可番号

平成30年8月31日 長野県松本建設事務所指令30松建第212-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘原新田字全久32-6、32-7、32-10、32-11、32-17、字善久34-8、35-4、35-6、大字広丘野村字西田100-64、100-65、100-66、505-1、506-1、507-1、508-1、509-1、510-1、511-1、512-1、513-1、514-1、515-1の内、515-2の内、516-1、523、524、539、540、542、543-1、544、546、547、549-1、550-85、550-90、550-100、550-101、550-107、584、585、586、587、588、589、字中河原535-39、535-106、535-111、535-115、535-116、535-117、535-119、535-120、535-125、字池尻536-3の内、536-5、536-6、536-7、541-2、548-2、字赤畠581-4、583-4（第1工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区新宿4-1-6

セイコーエプソン株式会社

代表取締役社長 碓井稔

都市・まちづくり課